

令和８年度札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金 申請マニュアル

令和８年９月

目次

I	補助事業の概要について	4
1	事業概要	4
2	補助対象の建物	4
3	補助対象者の要件及び補助対象となる住戸	4
3-1	補助対象者の要件	
3-2	補助対象住戸の要件	
3-3	手続代行者	
4	補助対象工事	5
5	補助金交付額	5
II	申請等の方法	8
1	受付期間	8
2	申請	8
3	交付決定	9
4	変更申請	9
5	申請の取下げ	9
6	工事の着手	9
7	完了の事績報告	10
8	補助金の額の確定	10
9	補助金の交付	10
10	補助金の交付決定の取消し	10
11	補助金の返還	10
12	注意事項	10
III	申請手続きの流れ	12
IV	提出書類	13
V	Q & A	15
VI	様式の記入例	16

本マニュアルで使用する用語について

要綱：札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱
ZEH仕様基準：「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」に規定する基準
補助事業者：補助金交付申請書を提出し、補助金の交付決定を受けた者
規則：札幌市補助金等交付規則（令和8年規則第24）

本マニュアルは、札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱をもとに、申請等を行う際に特に知っておいていただきたい事項を記載しています。申請等の際は、要綱本文も併せてご参照いただきますようお願いいたします。

I 補助事業の概要について

1 事業概要

札幌市内にある集合住宅の省エネ性能の向上を推進するため、既存集合住宅において開口部の省エネ改修と併せて外断熱改修工事を行う者に対し、その費用の一部を補助する事業です。

2 補助対象の建物

- 本事業の補助の対象となる建物の要件は、札幌市内の既存集合住宅で、次に掲げるすべてを満たすものとなります。
 - ① 共同住宅、寮及び寄宿舍であること
 - ② 耐火建築物又は準耐火建築物であること
 - ③ 延べ面積が1,000㎡以上であること
 - ④ 地階を除く階数が原則3階以上であること
 - ⑤ 新耐震基準にて建設されていること、若しくは、補助事業完了時において、地震による倒壊の危険性が低いと判断されるものであること
 - ⑥ 明らかにZEHレベルの省エネルギー性能がある住宅以外の建物であること
 - ⑦ 建築基準法その他関係法令等に適合していること

3 補助対象者の要件及び補助対象となる住戸

3-1 補助対象者の要件

- 本事業の補助金交付の対象となる方（以下「補助対象者」という。）は、次の要件のいずれかに該当する方となります。

補助対象者	要件等
管理組合 （分譲の集合住宅の場合）	区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人。
所有者 （賃貸の集合住宅の場合）	札幌市民であること。 法人の場合は、本店又は支店が札幌市内にあること。 区分所有者は含まない。 公的機関の所有するものは対象外。

- ・ 札幌市内に存する既存集合住宅が対象です。
- ・ 補助金の交付は、同一集合住宅及び同一補助対象者につき、それぞれ年度ごとに1回限りです。
- ・ 賃貸の集合住宅の所有者は、異なる所在地に存する集合住宅について同一年度に同時申請できません。

《補助金の対象外となる者》

次のいずれかに該当する者は、補助金を申請することができません。

- ① 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業

- 者に該当している者。
- ②個人又は法人住民税、固定資産・都市計画税を滞納している者。

3-2 補助対象住戸の要件

- 本事業の補助金交付の対象となる住戸は（以下「補助対象住戸」という。）は、次の要件をすべて満たす住戸とします。ただし、賃貸の集合住宅については、すべての住戸を補助対象住戸とします。
- ①各区分所有者が暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者には該当しないこと。
- ②各区分所有者が個人住民税及び固定資産・都市計画税を滞納していないこと。ただし、市外に居住している区分所有者の個人住民税については、この限りでない。

3-3 手続代行者

- 補助対象者は、補助金の交付に係る手続きを、他の者に委任することができます。委任をした場合は、原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼は、手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。

4 補助対象工事

- 本事業の補助金交付の対象となる工事は、ZEH仕様基準を満たす外断熱等改修工事で、次の各号のいずれかに該当する工事とします。
- ①開口部について、要綱別表1（1）に示す改修工事。
- ②躯体等について、要綱別表1（2）に示す断熱材を使用した改修工事を行うこと。

5 補助金交付額

- 次に掲げる金額に10分の8を乗じた額のうち、いずれか低い額（千円未満切り捨て）とします。ただし、上限は補助対象住戸数に70万円を乗じた額とします。

①要綱別表1で定めるモデル工事費に施工箇所及び施工数量を乗じた額を合計した額
②補助対象事業費

- ・補助金の対象とならない住戸がある場合は、上記の額に、補助対象住戸数をすべての住戸数で除した数値を乗じて得た額に10分の8を乗じた額のいずれか低い額とします。（上限は補助対象住戸数に70万円を乗じた額。）
- ・②について、申請時は見積額で申請してください。
- ・補助金交付申請後に、補助金交付申請額の増額及び補助対象工事の追加の変更申請はできません。
- ・補助金交付決定後に、工事費が増額になった場合でも、補助金額の上限額は補助金交付決定で決まった額となります。

○参考・要綱別表1【モデル工事費】

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容	対象となる改修工事		モデル工事費※ ¹
部位	工事種別	工事規模	
窓	内窓設置※ ²	2.8㎡以上	27.2万円/箇所
	外窓交換※ ³	1.6㎡以上2.8㎡未満	21.6万円/箇所
		0.2㎡以上1.6㎡未満	17.6万円/箇所
ドア	ドア交換※ ⁴	開戸：1.8㎡以上	39.2万円/箇所
		引戸：3.0㎡以上	
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	34.4万円/箇所
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	
仕様・備考	国土交通省が実施するみらいエコ住宅2026事業の型番リスト等で公開されている型番の建材であること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。		

※¹ モデル工事費とは、外断熱等改修工事に係る費用として、市が定める工事費をいう。モデル工事費の定めのない工事種別を補助対象事業費に含める場合にあつては、複数の見積もりの取得等により、適正な工事費を計上するものとする。

※² 内窓設置とは、既存窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を交換するものをいう。また、カバー工法も対象とする。

※³ 外窓交換とは、既存窓を窓ごと取り除き、新たな窓に交換するものをいう。工事規模は、窓枠の枠外寸法とする。また、カバー工法も対象とする。

※⁴ ドア交換とは、既存のドアを取り除き、新たなドアに交換するものをいう。工事規模は、戸枠の枠外寸法とする。

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容	断熱材の区分	モデル工事費
部位		
外壁	A～C	22.5万円/㎡
	D～F	33.8万円/㎡
屋根・天井	A～C	8.0万円/㎡
	D～F	13.7万円/㎡
床	A～C	28.0万円/㎡
	D～F	42.0万円/㎡
仕様・備考	・断熱材の区分により、モデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率（W/m・K）0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率（W/m・K）0.034以下 ・国土交通省が実施するみらいエコ住宅2026事業の型番リスト等で公開されている型番の建材であること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	

○参考・要綱別表 2 【補助対象事業費に含む工事種目】

名称	概要
1 外部足場	
外部足場一式	掛け払い手間、賃料、運搬費、養生シート・ネット、落下防止対策、出入口養生などを含む。
2 屋根防水工事	
断熱改修	平場、出隅・入隅処理を含む。
既存防水撤去・防水新設	
防水施工に伴うもの	笠木等の金物の取り外し・再取り付け、撤去・新設など。
処分費	必要に応じて撤去した資材などの処分費。
3 外壁外断熱改修工事	
断熱改修	外壁、開口部・出隅処理を含む。
仕上げ	湿式、乾式、いずれも可。
外壁改修に伴うもの	セルフード、水切りなどの金物の取り外し・再取り付け、撤去・新設、シーリング（開口部周りを含む）など。 ただし、躯体のクラック・爆裂部の補修などは含まない。
処分費	必要に応じて撤去した資材などの処分費。
4 開口部工事	
サッシ	交換、調整を含む。
ドア	交換、調整を含む。
開口部工事に伴うもの	撤去・新設、開口部廻りモルタル、シーリングなど。
処分費	必要に応じて撤去した資材などの処分費。

II 申請等の方法

1 受付期間

■令和 8 年 8 月 24 日（月）～令和 8 年 10 月 23 日（金）

※先着順

※予算額に達した場合は、受付期間内であっても受付を終了します。

※同時に予算の範囲を超える申請があった場合は、以下の事項について、アからウの順に優先度を考慮して受付を行います。

- ア 対象建物の規模
- イ 対象建物の築年数
- ウ 対象建物の所在地

2 申請

■Ⅲ提出書類（P12参照）に示す書類（正本 1 部及び副本 1 部）を受付期間内に下記窓口へ直接提出してください。（郵送、メール不可）

■提出の際は、事前に来庁日時の連絡をお願いいたします。担当者不在の場合、受付ができない場合があります。

■受付窓口

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階北側
都市局市街地整備部住宅課住宅企画係
TEL 011-211-2807

■様式等

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/01osumai/sotodannetsu.html>



3 交付決定

■交付申請の内容を審査し、適当と認めた場合は補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知し、適当と認めない場合は、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知します。

■副本は上記の通知を行う際に返却します。

- ・補助金交付決定通知（又は補助金不交付決定通知）は、郵送にて行います。送付先は、手続代行者ではなく、申請者となりますので、ご注意ください。
- ・補助金交付決定通知書に記載された交付予定額は、申請者に対して実際にお支払いする補助金額を約束するものではありません。補助事業完了後、申請者から提出された完了実績報告書を審査したうえで、補助金の額が確定します。
- ・申請内容に虚偽の記載などがあった場合、交付決定を取り消すことがあります。

4 変更申請

■補助金交付決定通知後に、その申請内容を変更する場合は、Ⅲ提出書類（P13参照）に示す書類（正本1部及び副本1部）を札幌市住宅課住宅企画係に直接提出してください。

■変更内容を適当と認めた場合は、変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知し、適当と認めない場合は、変更不承認通知書（第6号様式）により申請者に通知します。

■副本は上記の通知を行う際に返却します。

注）補助金の額は、補助金交付決定通知の交付予定額から増額の変更はできません。

5 申請の取下げ

■補助金の交付申請書提出後及び補助金交付決定通知後に、申請を取り下げようとする場合は、補助金交付申請取下書（第7号様式）を札幌市住宅課住宅企画係に直接提出してください。

注）取下げをした場合、当該年度の再申請はできません。

6 工事の着手

■補助事業者は、補助事業に係る工事に着手したときは、着手届（別記第8号様式）を速やかに札幌市住宅課住宅企画係に提出してください。

- 交付決定通知の日において既に補助事業に係る工事に着手している場合は、補助金の交付決定後、着手届（別記第8号様式）を速やかに札幌市住宅課住宅企画係に提出してください。

7 完了実績報告

- 補助事業者は、当該補助事業に係る工事完了後、Ⅲ提出書類（P13参照）に示す書類（正本1部及び副本1部）を下記期限までに札幌市住宅課住宅企画係に直接提出してください。
- 提出期限
令和9年2月26日（金）17:00まで

8 補助金の額の確定

- 実績報告の内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知します。
 - ・ 審査の過程で、現地調査等を行う場合があります。その際は、ご協力をお願いいたします。
 - ・ 補助金額確定通知は、郵送にて行います。送付先は、手続代行者ではなく、申請者となりますので、ご注意ください。
 - ・ 調査等の結果、工事内容等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適合させるための措置をとるべきことを命ずることがあります。

9 補助金の交付

- 補助金の額の確定通知後、速やかに補助事業者に補助金を交付します。

10 補助金の交付決定の取消し

- 下記のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消す場合があります。
 - ① 要綱第11条の規定による、申請の取下げがあったとき。
 - ② 不正の手段等により、補助金の交付を受けたとき。
 - ③ 当該補助金を他の用途に使用したとき。
 - ④ 規則第17条第1項各号のいずれかに該当するとき。
 - ⑤ 7 完了実績報告の提出期限までに完了実績報告ができないとき。
 - ⑥ 法令等に違反したとき。
 - ⑦ 市長が不相当と認める事由が生じたとき。

11 補助金の返還

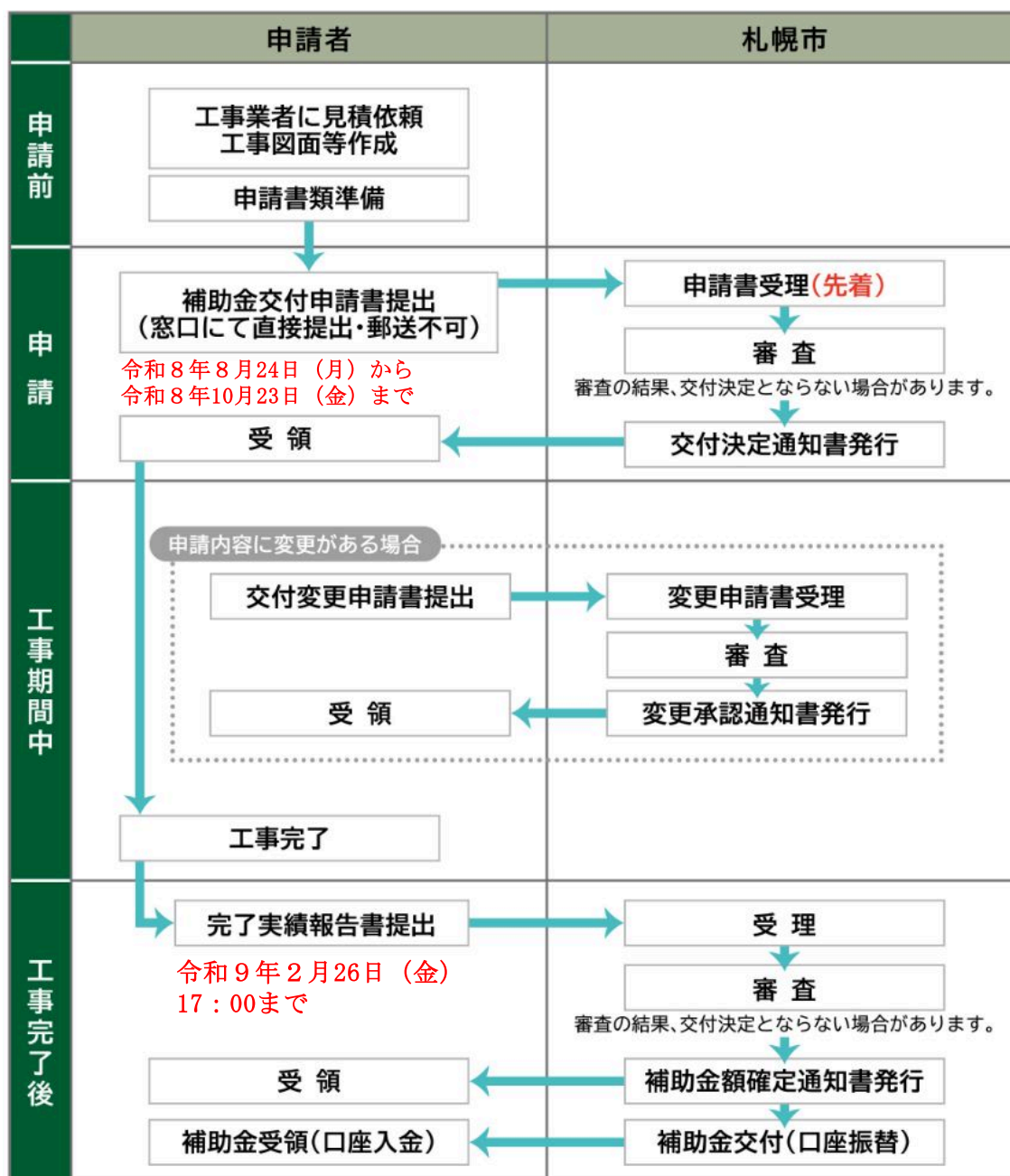
- 補助金が交付されたあとに、補助金の交付決定の取消しがあった場合は、補助金を返還しなければいけません。

12 注意事項

- 本事業の制度改善や事業検証のため、札幌市又は札幌市と研究機関と共同で行う調査研究等に必要な取組にご協力ください。
- 新築や建替は、補助金の交付対象になりません。

- 建物登記事項証明書の権利部（甲区）に、処分の制限の登記（仮差押えなど）がある場合や、未登記建物など所有が明確に確認できない場合は、補助金の交付対象にならない場合があります。
- 建築基準法やその他の関係法令に違反している集合住宅は、補助金の交付対象になりません。
- 同じ工事箇所に対し、国、北海道又は札幌市の他の補助事業等との併用はできません。
- 補助金の交付を受ける権利を、第三者に譲渡することや担保に供することはできません。
- 要綱に定めのない事項については、規則を適用します。

III 申請手続きの流れ



- ・着手後の申請も可能です。
- ・事業終了後も、本事業の情報発信や事業検証等の本事業の推進に向けて必要な取組みにご協力をお願いいたします。

IV 提出書類

	申請時の提出書類	備考
1	補助金交付申請書【第1号様式】	改修後の部位別の熱貫流率がわかる計算書等を添付
2	対象建物に係る登記事項証明書 (土地・建物)	直近3か月以内に発行されたもの。
3	建築確認済証	確認済証を受けた事実が分かる書類でも可。
4	検査済証	検査済証を受けた事実が分かる書類でも可。
5	工事見積書	補助対象事業費とそれ以外の経費を明確に分けたもの。
6	※申請者が個人の場合 運転免許証の写し又は印鑑登録証明書等	直近3か月以内に発行されたもの。 共有者がいる場合は、共有者全員分を提出。
7	※申請者が法人の場合 (管理組合法人を除く) 法人印の印鑑証明書等	
8	※申請者が管理組合の場合 当該補助金の申請について、集会の決議を経たことを証する書類	
9	※申請者に共有者がいる場合 同意書【別紙1】	
10	確認書【別紙2】	
11	※申請者が管理組合の場合 所有者名簿【別紙2-1】	
12	補助対象事業費内訳書【別紙3】	
13	現況写真【別紙4】	施工箇所ごとに提出。 別表第2に掲げる工事種目ごとに撮影すること。

14	施工概要書【別紙5】	配置図・各階平面図・立面図・断面図・矩計図・仕上表・建具表を添付。
15	仕様確認書、カタログ等	建材等が要綱別表1に示す仕様に適合していることが確認できる書類。
16	改修前後のUA値比較表	最も有利な住戸、最も不利な住戸及び中央値の住戸の最低3住戸を比較すること。
17	※昭和56年5月31日以前に着工したものである場合 耐震性がある旨が確認できるもの 若しくは耐震改修を行う旨が確認できるもの	
18	※手続代行者に申請を委任する場合 委任状【参考様式1】	
19	市長が必要と認めるもの	

	変更時の提出書類	備考
1	補助金交付変更申請書【第4号様式】	
2	申請時の書類から、内容に変更がある書類	変更箇所が明示されたもの。

	完了実績報告時の提出書類	備考
1	完了実績報告書【第9号様式】	
2	補助金精算額内訳書【別紙6】	
3	工事請負契約書の写し	契約変更がある場合は、その契約書も提出すること。
4	工事完了引渡書等の写し	工事完了年月日がわかるもの。
5	支払いを証する書類	領収書の写し、送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）、利用明細票の写し、振込を証する書類の写し。

6	工事写真【別紙7】	施工中・施工後 別表第2に掲げる工事種目ごとに撮影すること。
7	外観写真【別紙8】	施工前・施工後
8	施工証明書（参考様式2）	
9	出荷証明書又は納品書	
10	口座振込申出書【第11号様式】	
11	※耐震改修を同時期に実施した場合 耐震改修工事確認書類	昭和56年5月31日以前に着工した建築物で、補助事業と同時期に耐震改修工事を実施する場合。

V Q&A

Q 分譲マンションで管理組合がない場合、個人で申請することはできますか。

A 個人での申請はできません。

Q 補助事業中に管理組合の理事長が変更になりました。必要な手続きはありますか。

A 札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付変更申請書（第4号様式）を提出してください。

Q 申請後に、外断熱改修工事を中止することになりました。必要な手続きはありますか。

A 札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付申請取下書（第7号様式）を提出してください。

VI 様式の記入例

第1号様式（第8条関係）

札幌市長 殿

書類の提出日をご記入ください。

令和8年8月24日

申請者が管理組合の場合は、
理事長名をご記入ください。

申請者（集合住宅の管理組合又は所有者）

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

（法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名）

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

電話番号 011-211-2807

E-mail sapporo@sapporo.city.jp

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1	事業の目的及び内容	既存集合住宅の省エネ化を促進することを目的とし、外断熱改修工事を行うものに対し、その費用の一部の補助を実施する。		
2	申請金額	金 33,600,000 円	別紙3⑦の金額をご記入ください。	
3	建物名称	札幌マンション		
4	所在地（住居表示）	札幌市中央区北1条西2丁目0-0		
5	所有状況	☒ 分譲 ☐ 賃貸		
6	規模	地上 10階 ・ 地下 1階		
7	住戸数	48 戸		
8	補助対象住戸数	48 戸		
9	構造・面積	鉄筋コンクリート造 延べ床面積 7,000㎡		
10	築年数	築 25 年		
11	建築確認取得年月	1999年 3月		
12	検査済年月	2000年 11月		
13	改修後の熱貫流率 (W/ (㎡・K))	屋根又は天井：0.15 床：－	外壁：0.33 基礎：0.30	窓：1.4 その他：－

※改修後の部位別の熱貫流率がわかる計算書等を添付してください。

賃貸マンションで所有者が複数人存在する場合に提出してください。

【別紙 1】

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業に関する同意書

私が所有する次の住宅について、「札幌市既存集合住宅外断熱改修事業」の制度内容及び補助金交付要綱を理解した上で、同要綱を遵守することを誓約し、同事業の補助金の交付を受けるための申請に同意します。

同意のあった日付をご記入ください。

令和 8 年 8 月 24 日

【所有者（共有者）】 ※法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名

1 氏名	(フリガナ) サッポロハナコ 札幌 花子
2 住所	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 0-1

【対象建物】

1 建物名称	札幌マンション
2 所在地（住居表示）	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 0-0

※共有者が複数いる場合は、共有者全員分を共有者ごとに提出してください。

確認し、チェックマークを入れてください。

【別紙 2】

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業に関する確認書

- ☒ 1 札幌市既存集合住宅外断熱改修事業の制度内容及び補助金交付要綱を理解したうえで、同要綱を遵守します。
- ☒ 2 補助対象工事が暴力団員又は暴力団密接関係者の利益になることはありません。また、暴力団排除のため、必要に応じて札幌市長が個人情報警察に照会又は提供すること及び団体の役員名簿等の提出を求められた際には、提供することに同意します。
- ☒ 3 個人又は法人住民税、固定資産・都市計画税に滞納はありません。
- ☒ 4 対象建物は、ZEHレベルの省エネルギー性能がある住宅ではありません。
- ☒ 5 対象建物は、建築基準法その他関連法令に適合しています。
- ☒ 新築時、確認済証の交付を受けています。
- ☒ 新築後、増改築又は用途変更を実施していません。
- ☐ 新築後、増改築又は用途変更を実施しました。
- 内容（ ）
- ☐ 確認済証の交付を受けています。
- ☐ 確認申請が必要な工事内容ではありません。
- ☒ 6 本事業の制度改善や事業検証のため、札幌市又は札幌市と研究機関と共同で行う調査研究等必要な取組に協力します。
- ☒ 7 補助金について申請し、交付を受けるにあたり、以下のことについて誓約いたします。
- 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと。
 - 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
 - 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
 - 補助事業等の目的等に照らし、補助金等の交付を受けることが公益上不適当を認められる法令違反をしていないこと。
- ☒ 8 申請内容に誤りはありません。

上記の内容をすべて確認しました。

上記の内容に万が一違反した場合は、補助金を返還いたします。

確認した日付をご記入ください。

令和8年8月24日

【申請者】

氏 名 : 札幌マンション管理組合
理事長 札幌 太郎

※法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名

※分譲された集合住宅の場合に提出してください。

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業に関する確認書（所有者名簿）

部屋 番号	フリガナ	氏名	生年月日 【凡例】 大正：T、昭和：S、平成：H				性別 【凡例】 男性：M 女性：F	個人住民税 （法人の場合 にあっては、 法人住民税） 固定資産・都 市計画税
			元号	年	月	日		
101	サッポロイチロウ	札幌 一郎	S	45	4	25	M	☒ 滞納はありません。
102	ホッカイジロウ	北海 次郎	S	40	3	10	M	☒ 滞納はありません。
201	ミナミイチコ	南 一子	S	50	11	12	F	☒ 滞納はありません。
202	アズマツギコ	東 次子	S	48	8	20	F	☒ 滞納はありません。
..	...					.	..	☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。
								☐ 滞納はありません。

旧漢字であれば旧漢字のままご記入ください。
小文字大文字を区別してご記入ください。
各種税金の滞納がないことを確認したら、チェック
マークを付けてください。

※氏名は全角で正式名を入力してください。（旧漢字であれば旧漢字のまま入力してください。）

※行が足りない場合は、適宜、行を追加してください。

補助対象事業費 内訳書

建物名称	札幌マンション
------	---------

1 モデル工事費による内訳

	対象となる改修工事		モデル 工事費（円）	数量		モデル工事費 による合計額（円）
	工事種別	工事規模				
窓	内窓設置・ 外窓交換	2.8㎡以上	272,000	48	箇所	13,056,000
		1.6㎡以上2.8㎡未満	—	—	箇所	—
		0.2㎡以上1.6㎡未満	—	—	箇所	—
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上	—	—	箇所	—
		引戸：3.0㎡以上	—	—	箇所	—
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡ 未満	—	—	箇所	—
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡ 未満	—	—	箇所	—
躯体 等 の 断 熱	外壁	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	338,000	150	㎡	50,700,000
	屋根・天井	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	—	—	㎡	—
	床	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	—	—	㎡	—
1 モデル工事費合計						63,756,000

次ページにつづく

2 補助対象事業費の内訳

要綱別表2の範囲内において、適宜、項目を追加してください。

名称	概要	数量	単位	単価（円）	金額（円）
1 外部足場					
外部足場	枠組900	3,500	m ²	1,300	4,550,000
災害防止	安全手摺500ラッセルネット	700	m	650	455,000
養生シート	黒	3,500	m ²	300	1,050,000
養生防護柵	—	—	—	—	—
出入口養生	コンパネ	5	カ所	36,000	180,000
運搬費	小運搬・荷揚共	3,500	m ³	100	350,000
2 屋根防水工事					
断熱改修	EPS断熱材 t 50	300	m ²	22,000	6,600,000
既存防水層撤去	—	—	—	—	—
防水層新設	平面部断熱材 t 50トーチ工法	300	m ²	11,000	3,300,000
発生材処分費	—	—	—	—	—
3 外壁外断熱改修工事					
断熱改修	EPS断熱材 t 75	2,000	m ²	22,000	44,000,000
既存外装材撤去	—	—	—	—	—
外装材新設	—	—	—	—	—
発生材処分費	—	—	—	—	—
4 開口部工事					
サッシ撤去	—	48	箇所	10,000	480,000
ドア撤去	—	—	—	—	—
サッシ新設・交換	APW430/x x x	48	カ所	220,000	10,560,000
ドア新設	—	—	—	—	—
発生材処分費	—	—	—	—	—
2 補助対象事業費合計					71,525,000

3 補助金額の算定

3	①の額に10分の8を乗じた額	51,004,800	円
4	②の額に10分の8を乗じた額	57,220,000	円
5	補助金の対象となる住戸数に700,000円を乗じた額	33,600,000	円

4 補助申請額

6	③、④、⑤のうち、最も低い額	33,600,000	円
7	⑥の千円未満切り捨ての額	33,600,000	円

※消費税は補助対象事業費に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

※補助金の対象とならない住戸がある場合は、計算方法が異なりますので、お問い合わせください。

現況写真

建物名称	札幌マンション
施工箇所	外壁外断熱改修
工事前の写真（全体/部分） （撮影日：令和8年5月20日）	
施工前の写真（全体） データ上に、画像データを貼り付けてください。	
施工前の写真（部分） データ上に、画像データを貼り付けてください。	

施工概要書

1 施工会社について

法人名	(株)北海札幌工事監理		
法人の代表者名	北海 札幌		
所在地	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目0-2		
現場代理人の氏名	中央 太郎		
電話番号 (現場代理人の連絡先)	090-0000-0000		
建設業許可番号	国土交通大臣許可 (0-00) 第0000号		
工事請負契約 (予定) 日※1	令和 8 年 3 月 25 日	請負金額	133,000,000円 (消費税抜き)
工事着手予定日※2	令和 8 年 6 月 1 日		
工事完了予定日	令和 8 年 11 月 30 日		
添付書類	☒ 配置図 ☒ 断面図 ☒ 建具表 ☒ 各階平面図 ☒ 矩計図 ☒ 立面図 ☒ 仕上表		

※1 工事請負契約日又は工事契約予定日を記入してください。

※2 工事着手予定日を記入してください。

第4号様式（第10条関係）

札幌市長 殿

書類の提出日をご記入ください。

令和8年10月1日

補助事業者（集合住宅の管理組合又は所有者）

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

（法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名）

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

申請者が管理組合の場合は、
理事長名をご記入ください。

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付変更申請書

令和8年9月24日付け札幌第000号により交付決定を受けた補助金について、下記のとおり内容の変更を行いたいので、札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 対象建物 所在地（住居表示）：札幌市中央区北1条西2丁目0-0
建物名称：札幌マンション
- 2 交付申請額の変更 有り ・ 無し
(有りの場合)
交付予定額 金 33,600,000 円
交付変更申請額 金 32,900,000 円
- 3 変更する内容及びその理由
固定資産税未納の住戸があり、
補助対象となる住戸数が48戸から47戸に減ったため。
- 4 添付書類 別添のとおり

書類の提出日をご記入ください。

令和8年10月1日

札幌市長 殿

補助事業者 （集合住宅の管理組合又は所有者）

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

（法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名）

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付申請取下書

令和8年9月24日付け札住第000号により交付決定を受けた補助金について、札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 対象建物 所在地 : 札幌市中央区北1条西2丁目0-0
 建物名称 : 札幌マンション
- 2 補助金の交付決定通知の日
 令和8年9月24日 札住第000号
- 3 取下げの理由
 外壁改修工事、外断熱改修工事ともに取りやめとしたため。

第8号様式（第12条関係）

令和8年9月24日

札幌市長 殿

補助事業者 （集合住宅の管理組合又は所有者）

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

（法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名）

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

補助金交付決定通知の右上にある
日付と番号をご記入ください。

着手届

令和8年9月24日付け札住第000号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、札幌市
既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---------|-----------------------|---|------------------|
| 1 対象建物 | 所在地 | ： | 札幌市中央区北1条西2丁目0-0 |
| | 建物名称 | ： | 札幌マンション |
| 2 工事着手日 | 令和8年6月1日 | | |
| 3 工事期間 | 令和8年6月1日 ～ 令和8年11月30日 | | |
| 4 連絡先 | 施工会社名 | ： | (株)北海札幌工事監理 |
| | (担当者) | ： | 中央 太郎 |
| | 住 所 | ： | 札幌市中央区北1条西2丁目0-2 |
| | 電話番号 | ： | 090-0000-0000 |

現場担当者の連絡先をご記入ください。

※上記工事着手日に着手したことがわかる写真を添付してください。

書類の提出日をご記入ください。
（2月27日が最終期限）

令和9年1月30日

札幌市長 殿

補助事業者 （集合住宅の管理組合又は所有者）

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

（法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名）

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業完了実績報告書

令和8年9月24日付け札住第000号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金交付要綱第14条の規定により、必要書類を添えて次のとおり報告します。

記

- 1 対象建物 所在地（住居表示）：札幌市中央区北1条西2丁目0-0
建物名称：札幌マンション
- 2 交付予定額又は交付変更予定額 金 32,900,000 円
- 3 補助金精算額 金 32,900,000 円
- 4 補助事業実施期間 令和8年6月1日 着手
令和8年11月30日 完了

補助金精算額内訳書

1 補助事業の概要

建物の名称	札幌マンション	
工事の期間	工事請負契約日	令和8年3月25日
	工事着手日	令和8年6月1日
	工事完了日	令和8年11月30日

2 工事請負契約の概要

施工者の名称（氏名又は法人名）	請負金額（税抜）	支払年月日
(株)北海札幌工事監理	金 133,000,000 円	令和8年12月10日

3 補助金額の算定

(1) モデル工事費による内訳

対象となる改修工事			モデル工事費（円）	数量		モデル工事費による合計額（円）
工事種別	工事規模					
窓	内窓設置・外窓交換	2.8㎡以上	272,000	48	箇所	13,056,000
		1.6㎡以上2.8㎡未満	—	—	箇所	—
		0.2㎡以上1.6㎡未満	—	—	箇所	—
ドア	ドア交換	開戸：1.8㎡以上	—	—	箇所	—
		引戸：3.0㎡以上	—	—	箇所	—
		開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	—	—	箇所	—
		引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	—	—	箇所	—
躯体等の断熱	外壁	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	338,000	160	㎡	54,080,000
	屋根・天井	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	—	—	㎡	—
	床	A～C	—	—	㎡	—
		D～F	—	—	㎡	—
① モデル工事費合計						67,136,000

(2) 補助対象事業費の内訳

要綱別表2の範囲内において、適宜、項目を追加してください。

名称	概要	数量	単位	単価（円）	金額（円）
1 外部足場					
外部足場	枠組900	3,500	㎡	1,300	4,550,000
災害防止	安全手摺500ラッセルネット	700	m	650	455,000
養生シート	黒	3,500	㎡	300	1,050,000
養生防護柵	—	—	—	—	—
出入口養生	コンパネ	5	カ所	36,000	180,000
運搬費	小運搬・荷揚共	3,500	㎡	100	350,000
2 屋根防水工事					
断熱改修	EPS断熱材 t 50	300	㎡	22,000	6,600,000
既存防水層撤去	—	—	—	—	—
防水層新設	平面部断熱材 t 50トーチ工法	300	㎡	11,000	3,300,000

発生材処分費	—	—	—	—	—
3 外壁外断熱改修工事					
断熱改修	EPS断熱材 t 75	2,000	m ²	22,000	44,000,000
既存外装材撤去	—	—	—	—	—
外装材新設	—	—	—	—	—
発生材処分費	—	—	—	—	—
4 開口部工事					
サッシ撤去	—	48	箇所	10,000	480,000
ドア撤去	—	—	—	—	—
サッシ新設・交換	APW430/x x x	48	カ所	220,000	10,560,000
ドア新設	—	—	—	—	—
発生材処分費	—	—	—	—	—
② 補助対象事業費合計					71,525,000

(3) 補助金額の算定

③ ① の額に10分の8を乗じた額	52,589,866	円
④ ②の額に10分の8を乗じた額	56,027,916	円
⑤ 補助金の対象となる住戸数に700,000円を乗じた額	32,900,000	円

(4) 補助額

⑥ ③、④、⑤のうち、最も低い額	32,900,000	円
⑦ ⑥の千円未満切り捨ての額	32,900,000	円

4 添付書類

工事の実施を証する書類	☒	工事請負契約書の写し
工事の完了を証する書類	☒	工事完了引渡書等の写し
支払を証する書類 (右記書類のいずれか)	☐	送金伝票又は振込伝票の写し（発行金融機関の印のあるもの）
	☐	A T M利用の際に発行される利用明細票の写し
	☐	ネットバンキングによる振込みを証する書類の写し
	☒	領収書の写し

工事写真

補助事業を実施したことがわかるように、施工中及び施工後の写真を貼り付けてください。

建物名称	札幌マンション
施工箇所	外壁外断熱改修工事
施工中の写真 （撮影日：令和8年6月10日）	
施工中の写真 ・データ上に、画像データを貼り付けてください。 ・断熱材の写真は、スケールをあてるなど、厚さがわかるように撮影してください。	
施工後の写真 （撮影日：令和8年11月30日）	
施工後の写真 データ上に、画像データを貼り付けてください。	

外観写真

補助事業を実施したことがわかるように、同じアングルから撮影した施工前及び施工後の全景写真を貼り付けてください。

建物名称	札幌マンション
施工前の写真 （撮影日：令和 8 年 5 月 20 日）	
施工前の全景写真 ・データ上に、画像データを貼り付けてください。	
施工後の写真 （撮影日：令和 8 年 11 月 30 日）	
施工後の全景写真 データ上に、画像データを貼り付けてください。	

第11号様式（第14条関係）

札幌市長

書類の提出日をご記入ください。
(2月26日が最終期限)

年 月 日

補助事業者 (集合住宅の管理組合又は所有者)

〒000-0000

住 所 札幌市中央区北1条西2丁目0-0

(法人等である場合は、法人等名及び代表者氏名)

氏 名 札幌マンション管理組合

理事長 札幌 太郎

印

口座振込申出書

札幌市既存集合住宅外断熱改修事業補助金に係る振込口座について、下記のとおり申し出ます。

記

金融機関名	北海	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本・支店 名	札幌	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金 / その他				
口座番号	0000000				
フリガナ	サッポロマンションカンリクミアイ				
口座名義人	理事長 札幌 太郎				

(注) ・口座名義人は、補助金交付申請の申請者と同一にしてください。

・ゆうちょ銀行の場合は、本・支店名に「店名」を記載してください。

・押印が必要な書類です。

第11号様式（第14条関係）

通帳等の写しを貼付してください。

の り し ろ

通 帳 等 の 写 し

- 1 通帳を開いて1ページ、2ページ目に下記内容が記載されていることを確認し、印刷してください。
 - ① 金融機関名（銀行名及び支店名）
 - ② 預金等の種別（普通、当座等）
 - ③ 口座番号（ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号）
 - ④ 口座名義人（読み仮名）の分かる部分
- 2 通帳がない場合（ネット銀行等）
ネット銀行の個人ログイン画面から上記1の①～④がわかるページを印刷し、貼付してください。
- 3 キャッシュカードの写しは対象外です。
- 4 この貼付用台紙に収まるように貼付して下さい。

※通帳等の写し例

〇〇銀行総合口座

④

おなまえ

リツハロクロン様

店番

〇〇

②

普通預金口座番号

③

1234567

定期預金口座番号

貯蓄預金口座番号

①

株式会社 〇〇銀行

お取引店 △△支店

TEL 011(123)4567